健感発 0224 第 1 号 平成 28 年 2 月 24 日

各 名 保健所設置市 特別区 衛生主管部(局)長 殿

> 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

## 西アフリカにおけるエボラ出血熱への検疫対応について

西アフリカにおけるエボラ出血熱について、平成28年1月14日、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言が公表され、西アフリカ3カ国(ギニア、リベリア、シエラレオネ)のすべてにおいて、エボラ出血熱の終息宣言がされたところです。

しかし、平成 28 年 2 月 12 日付け国立感染症研究所の「西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に関するリスクアセスメント」により、検疫での対応として、「西アフリカ各国では、エボラウイルス病(EVD)流行の終息宣言後であっても EVD流行が再燃する危険性がある。この危険性について渡航者へ注意喚起し、渡航歴・接触歴の自己申告を促す啓発活動を継続する必要があると考えられる。」とされています。

このような状況を踏まえ、西アフリカ3カ国からの入国者に係る検疫対応について、 別添のとおり検疫所長宛て通知しましたので、貴職におかれましてもこのことを御承 知おきいただくとともに、貴管内関係機関に対して、本件について情報共有いただき ますようお願いします。